

第3回定例会議事日程（第6号）

- 第 1 議案第36号 消防ポンプ自動車（CD-I型）の購入について
- 第 2 陳情第13号 川内原発3号機増設白紙撤回を求める陳情
- 第 3 陳情第3号 川内原発再稼働の地元同意にいちき串木野市も含むべきとする意見書の採択を求める陳情
- 第 4 議案第37号 いちき串木野市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第38号 いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第39号 いちき串木野市保育の必要性の認定に関する条例の制定について
- 第 7 議案第40号 いちき串木野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 8 議案第41号 いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 9 議案第42号 いちき串木野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第10 議案第43号 いちき串木野市市民文化センター舞台調光盤設備更新について
- 第11 国特予算議案第2号 平成26年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第12 介特予算議案第2号 平成26年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第13 療特予算議案第2号 平成26年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 後特予算議案第2号 平成26年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第44号 いちき串木野市薩摩藩英国留学生記念館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第57号 海瀬橋上部工工事請負契約の締結について
- 第17 国宿特予算議案第2号 平成26年度いちき串木野市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 第18 予算議案第4号 平成26年度いちき串木野市一般会計補正予算（第3号）
- 第19 議案第58号 いちき串木野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第20 議案第59号 いちき串木野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第21 議案第60号 いちき串木野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第22 議案第61号 いちき串木野市教育委員会委員の任命について
- 第23 意見書案第4号 「海外で戦争する国」へ大変換する集团的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求める意見書の提出について
- 追加日程第 1 意見書案第5号 原発再稼働に地元と位置づけ、地元自治体の意見を十分に尊重し、同意を得られることを求める意見書の提出について
- 第24 閉会中の継続審査について

第 2 5 閉会中の継続調査について

第 2 6 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 18名

1番	松崎幹夫君	10番	濱田尚君
2番	田中和矢君	11番	西別府治君
3番	福田道代君	12番	中里純人君
4番	平石耕二君	13番	竹之内勉君
5番	西中間義徳君	14番	寺師和男君
6番	大六野一美君	15番	原口政敏君
7番	中村敏彦君	16番	宇都耕平君
8番	楮山四夫君	17番	福田清宏君
9番	東育代君	18番	下迫田良信君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	木下琢治君	主	査	石元謙吾君
補	佐	岡田錦也君	主	査	岩下敬史君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	財政課長	満菌健士郎君
副市	長	石田信一君	教委総務課長	白井喜宣君
教	長	有村孝君	市来支所長	逆瀬川正君
総務課	長	中屋謙治君	消防長	深山龍朗君
政	長	田中和幸君		

平成26年9月30日午前10時00分開議

△開 議

○議長（下迫田良信君） これから、本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（下迫田良信君） まず、報告します。

さきに設置されました決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果は、委員長に竹之内勉議員、副委員長に楢山四夫議員が選出されました。

また、監査委員から報告のあった監査報告第1号並びに市長から報告のあった平成25年度いちき串木野市健全化判断比率について、及び平成25年度いちき串木野市資金不足比率について、その写しをお手元に配付してあります。

△日程第1～日程第18

議案第36号～予算議案第4号一
括上程

○議長（下迫田良信君） それでは、日程第1、議案第36号から日程第18、予算議案第4号までを一括して議題といたします。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

[総務委員長中村敏彦君登壇]

○総務委員長（中村敏彦君） 総務委員会に付託されました案件は、単行議案1件、予算議案1件、陳情9件、新規の陳情1件の計12件であります。

去る9月17日及び24日、委員会を開催し、陳情8件を除き審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第36号消防ポンプ自動車の購入についてであります。

本案は、本浦分団の消防ポンプ自動車の購入に関する契約を締結するに当たり、いちき串木野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、今回更新する消防ポンプ車は、

従来のポンプ車に比べ、ポンプ性能がはるかに上回る高性能のポンプで、送水時間等も短縮され、放水量も毎分600リットル以上アップすることとあります。

審査の中で、予定価格の公表について質したところ、物品については事後公表、工事関係については条件付一般競争入札で事前公表であるとの答弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第4号平成26年度いちき串木野市一般会計補正予算（第3号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億4,459万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162億779万1,000円とするほか、第2条で債務負担行為、第3条で地方債の補正をするものであります。

それではまず、歳入の主なるものについて申し上げます。

9款地方交付税は、1億1,828万6,000円を追加するものであります。

説明によりますと、今年度の普通交付税の交付決定額は47億5,339万7,000円で、臨時財政対策債の決定額は5億7,732万9,000円とのこととあります。

13款国庫支出金の総務費国庫補助金1,262万円は、がんばる地域交付金の交付決定による追加であります。

説明によりますと、がんばる地域交付金については、今年度からの消費税の引き上げにより経済が落ち込むことへの対策として、地方が追加的に行う公共事業の地方負担分について、それぞれの地方の財政力を勘案して、今回1,262万円の交付決定があり、市道大藪河内線改良事業に充当することとあります。

審査の中で、平成27年度も経済対策として予定されているのかと質したところ、はっきりしないが、国としては景気の落ち込みがないようにという一面と、地方の活性化を大きく取り上げていることから、何らかの措置があるのではないかと考えられるとの答弁であります。

18款繰越金4億6,954万9,000円は、今回の補正の主要財源として追加計上するものであります。

20款市債4,230万円の追加は、食の拠点エリア整備事業債と道路整備事業債を追加するものであります。ちなみに、平成26年度末の市債残高の見込みは219億2,622万3,000円で、このうち交付税措置率が61.1%、また合併特例債の活用は44億5,060万円で、活用率としては54.1%になるとのことです。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費70万円は、市制施行10周年記念DVD製作業務委託料であります。

説明によりますと、来年度、市制施行10周年を迎えることから、10年間の歩みの記録映画を製作するための追加であります。

審査の中で、市制施行10周年記念事業の計画について質したところ、市民憲章と市民歌の制定委員会をそれぞれ設置し、事業内容について検討中であり、また、記念事業の催しについて市民からアイデアを募集しており、これまで31件が寄せられているとの答弁であります。

3目電子計算機管理費1,152万9,000円は、平成28年1月から社会保障税番号制度がスタートすることに伴う住民基本台帳システム等の追加改修に伴う経費であります。

審査の中で、制度の必要性について質したところ、住民票のある全ての市民に異なる12桁の番号を指定し、この番号を利用して、福祉、税及び災害対策といった分野で効率的に情報管理を行うという答弁であります。

5目財産管理費2億8,960万円の追加は、庁舎南側通路補修及び玄関前喫煙スペース設置等の経費250万円と、市有地の法面補修及び郷野原住宅跡地の造成設計の経費410万円、及び前年度実質収支額の2分の1に当たる2億8,300万円を市債管理基金に積み立てようとするものであります。

審査の中で、郷野原住宅跡地の造成後の計画について質したところ、今の計画では70坪から75坪を5区画程度計画しており、近隣の相場を見ながら公売したいとの答弁であります。

6目企画費2,560万円は、本年度、串木野市漁業協同組合が、食の拠点エリア整備事業として進めているレストラン施設周辺の駐車場整備に係る工事費負担2,500万円、及び交流人口拡大支援事業補助金60万円の追加であります。

9目企業立地対策費2,000万円は、分散型エネルギーインフラマスタープラン策定事業に伴うものであります。

説明によりますと、総務省が元気創造プランに基づき、地方の資源を活かした分散型のエネルギーインフラの構築と民間活力の活用による地域活性化を図ることを目的に、プランを策定する団体を募集したが、本市も委託団体に決定されたもので、その事業として2,000万円を計上するものであります。

10目共生協働推進費242万円は、羽島交流センターの空調設備の取りかえに係る交流センター維持補修費150万円の計上、及び自治公民館建設整備事業補助金92万円の計上であります。

9款消防費1項消防費5目災害対策費450万円は、原子力防災ガイドブック作成に係る経費の追加であります。

説明によれば、避難所までの経路や避難場所周辺の地図、避難先の病院等の情報及び原子力防災に関する情報知識なども掲載して、内容の充実を図るものであります。

次に、第2条債務負担行為の補正についてであります。

これは、市制施行10周年記念DVD製作費として、期間と限度額を設定しようとするものであります。

次に、第3条地方債の補正についてであります。

地方債は、合併特例事業債を2,380万円、辺地対策事業債を1,850万円増額し、起債の借入限度額を10億6,130万円としようとするものであります。

本案は、付託分について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、平成25年第5回定例会で付託され、継続審査となっております陳情第13号川内原発3号機増設白紙撤回を求める陳情についてであります。

本件は、いちき串木野市大原町74-102、グリーンコープかごしま生活協同組合いちき串木野地域委員

山口育恵氏外1名から提出されたもので、その趣旨は、東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難生活を強いられ、放射能被害は国民に甚大な影響を与え続けていることなどから、川内原発3号機増設計画の白紙撤回を求めるというものであります。

本委員会においては、参考人招致を行うとともに、行政視察を行うなど、審査を続けてまいりました。これまでの審査では、今、国が、県がという問題ではなく、市民の反対の声が上がっている。議会もこれを重く受けとめて、3号機増設の白紙撤回ということは、今の段階では絶対に必要なことだと思いますと述べられる一方で、今、3号機増設についての進展はない。そのような話があった場合にはそのときに議論していくという意見が述べられ、結果、継続審査としてまいりました。

9月17日の審査では、火山の問題や始良カルデラの問題等が相当疑問点として上がっており、いつ巨大噴火による火砕流が原発を襲うかもしれない状況を見れば、川内原発の3号機はつくらないというのが一番望ましいことから、凍結ではなく、白紙撤回を求めるべきという意見が述べられた一方で、市議会としては、平成23年3月25日、全会一致で3号機増設の凍結を求める意見書を可決したことに鑑み、提案者の趣旨は十分理解できる部分があることから、趣旨採択ではどうかという意見や、市議会としては、国に意見書を提出していることから趣旨採択して意見書は見送るべきという意見が述べられた結果、陳情第13号については、採決の結果、賛成多数で趣旨採択すべきものと決しました。なお、意見書は見送ることといたしました。

次に、本定例会に付託されました川内原発再稼働の地元同意にいちき串木野市も含むべきとする意見書の採択を求める陳情についてであります。

本件は、いちき串木野市大里4001-3、避難計画を考える緊急署名の会代表石神齊也氏から提出されたもので、その趣旨は、再稼働の条件の一つに地元の同意が挙げられているが、鹿児島県知事は鹿児島県議会と知事及び薩摩川内市議会と市長の判断だけでよいとしている。原発30キロ圏内の自治体、医療機関等に避難計画策定の義務づけがあること、本市

では川内原発の風下になること、再稼働自体に対する不安、反対の声が次々に上がっていることなどを踏まえると、川内原発再稼働の地元同意には、原発から30キロ圏内のいちき串木野市も含むべきというものであります。

審査の中で、陳情者の地元同意に本市も含むべきという願意はよく理解できるが、意見書のそれぞれの項目を精査していくと、内容、表現等が違う部分もあることから、この陳情者の趣旨を尊重して趣旨採択して、当委員会で意見書をまとめて提出するという意見や、陳情者の本市も地元と同様に位置づけすべきという、このことを私もまさしく理解できる、また風向きの問題、原発から本市の大半が20キロ圏内にいることなどを考慮すると非常に同感する部分もあることから、趣旨採択して当委員会で意見書を出すという意見、さらに、現在立地市である薩摩川内市といちき串木野市では、同様の立場でありながら国からの扱いの仕方が全然違うという意味からも、知事に意見書を提出するという意見が述べられ、陳情第3号については、採決の結果、全会一致で趣旨採択すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件について、陳情8件を除き、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これから、総務委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○17番（福田清宏君） 総務委員長報告の中で、陳情第3号について二、三お尋ねをいたします。

再稼働の条件の一つに地元の同意が挙げられますとありますけれども、本当に再稼働の条件に地元同意というのが挙げられているかどうかということの審査はされなかったのでしょうか。

それから、御苦勞されました緊急署名の累計の数が出ておりますが、これを委員会で点検する機会はないでしょうか。

以上、お尋ねをいたします。

○総務委員長（中村敏彦君） 地元同意という正確な言葉はないんですが、陳情者の陳情書の中に含まれていますので、それを委員会としても踏襲したと

いうことです。

それから、署名の点検は委員会としてはしておりません。

○17番（福田清宏君） 委員会でなされていないということでありますから、それ以上の質問はできませんので、もう一つだけお尋ねいたしますが、鹿児島県知事へ、地元同意には本市を含めるべきということでありますけれども、地元同意を求める人は鹿児島県知事なんですかね。その辺はどうなんでしょうか。

○総務委員長（中村敏彦君） 鹿児島県知事に一応意見を求めるということにしております。

○17番（福田清宏君） 地元同意を求める人は、鹿児島県知事ですかということなんです。そういう意味でございます。

○総務委員長（中村敏彦君） 県知事に、いちき串木野市の同意を求めてもらいたいという意味の意見書としています。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入りますが、予算議案第4号については、3常任委員長の報告に対する質疑を終結するまで保留しますので、御了承願います。

まず、議案第36号消防ポンプ自動車の購入について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、陳情第13号川内原発3号機増設白紙撤回を求める陳情について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決し

ます。

本件に対する委員長の報告は趣旨採択であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は趣旨採択されました。

次に、陳情第3号川内原発再稼働の地元同意に、いちき串木野市も含むべきとする意見書の採択を求める陳情について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の報告は趣旨採択であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本件は趣旨採択されました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

[教育民生委員長東 育代君登壇]

○教育民生委員長（東 育代君） 私ども教育民生委員会に付託されました案件は、単行議案7件、予算議案5件の計12件であります。

去る9月18日に委員会を開催し、書類審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第37号いちき串木野市附属機関条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、市内小中学校において、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事故が発生した場合に、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う組織として、いじめ調査委員会を教育委員会の附属機関として設置するため、改正しようとするものであります。

説明によりますと、委員の数は5名以内とし、委員の構成については、弁護士や臨床心理士、学識経験者や福祉の専門家など専門的な知識を有する方を考えているとのことであります。

審査の中で、県内各市の設置状況について質したところ、本市を含む県内19市の状況については、同様の事態の調査組織として7市において制定設置が完了している。本市を含む10市が現在設置の予定で、残る2市が現在検討中であるとの答弁であります。

また、いじめ調査委員会の権限や役割について質したところ、いじめ問題に関する重大事態の調査だけでなく、調査結果を踏まえたいじめ問題対策の検討も同時にすべきと考えている。調査の中で出た課題等については、今後の施策に活かしていくことが大事であるとの答弁であります。

なお、委員から、人権やプライバシーにも十分配慮しながら、重大な事態を事前に防止するような対応も考えてほしい旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、条文を整備しようとするものであります。

説明によりますと、父子世帯に対する支援を拡充しようとするため、法律の名称が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改められたとのことで、関係する条例について改正しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号いちき串木野市保育の必要性の認定に関する条例の制定についてであります。

本案は、子ども・子育て支援法が公布されたことに伴い、保育の必要性の認定に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

説明によりますと、条例で定める内容は、保育を必要とする子どもの保護者の就労時間等について定めるとのことであります。

審査の中で、認定制度が加わることで保育の仕組みがどのように変わるのかと質したところ、市は認定証を交付することで、保育を行うための必要な措置を講じなければならない。保護者からすると、認定を受けることで安心して保育を受けられる環境になっていくとのことで、市としての責任が明確になるとの答弁であります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号いちき串木野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本案は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設の運営に関する基準及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めようとするものであります。

説明によりますと、条例の第1章総則は趣旨、定義、一般原則について、第2章は特定教育保育施設の運営に関する基準について、第3章は特定地域型保育事業者の運営に関する基準について、附則では施行の記述を定めるものであります。

審査の中で、制度が大きく変わる中、保護者に対する説明や手続について、どのように対応するのかと質したところ、本年10月以降に保育園や幼稚園の入園申し込みが始まることから、その段階で新制度により認定の手続が必要になるなどの説明を行い、申請と同時に認定の申請をしていただき、保護者の手続が1回で済むような方法で対応したいとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めようとするものであります。

説明によりますと、条例の第1章総則は趣旨、最低基準の目的、家庭的保育事業者等の一般原則などについて、第2章は家庭的保育事業における設備の

基準、職員、保育時間などについて、第3章の小規模保育事業は小規模保育事業のA型、B型、C型の設備の基準や職員について、第4章は居宅訪問型保育事業について、第5章では事業所内保育事業について定めております。

審査の中で、保育事業の利用料金の考え方について質したところ、現在、本市では認可保育所及び公立の幼稚園について利用料金及び保育料を定めている。新制度の中では、認可保育所、幼稚園、認定こども園、特定地域型保育事業について、国の示した基準を参考に条例で定めていくことになるが、現行の本市の基準は国より若干下げた基準となっていることから、現行の基準も参考にしながら利用料金等を定めていく方向であるとの答弁であります。

また、無認可の施設や事業者が行っている保育事業などは引き続き運営できるのかと質したところ、従来どおりの方法で引き続き事業を行うことはできるとのことです。ただし、新制度に移行するとなれば、新基準に合わせた措置を講じなければならぬとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号いちき串木野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするものであります。本条例で定める基準の主なもの、放課後児童健全育成事業の設備基準、支援員の数及び資格、開所時間、開所日数等であります。

審査の中で、今回の条例制定における基準について、事業者側にとって厳しいものとなっているのではないかと質したところ、設備の基準として、床面積で1人当たり1.65平方メートル以上が必要で、その中に遊び場、生活の場、静養スペースを設けること、採光、換気装置を設置すること、軽便消火等の消火器具及び非常口の設置などの新たに基準が設けられている。職員の基準については、高等学校卒業生であって、2年以上の経験があれば勤務できると

いう、従来と変わらない基準となっている。本市の四つの学童クラブについては、これらの基準を既に満たしている状態であることから、これまでどおりの施設で運営が行うことができるとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号いちき串木野市市民文化センター舞台調光盤設備更新についてであります。

本案は、いちき串木野市市民文化センター舞台調光盤設備更新に当たり、いちき串木野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、購入価格は4,998万2,400円、契約の相手方は、指名競争入札により、鹿児島市東開町4番49号、株式会社舞研代表取締役原正親とのこととあります。

審査の中で、入札による落札率が99.97%であるが、予定価格の設定についてどのような方法で決めているのかと質したところ、予定価格の基本的な考え方として、予算編成をする際に見積もりをとり、設計に反映させる方法をとっているとの答弁であります。

また、今回のような多額の費用のかかる機器の取りかえや修繕等が今後予定されているのかと質したところ、30年以上経過している照明器具については、省エネやLED化も考慮した中で、近い将来更新の時期が来るとの答弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。次に、予算議案第4号平成26年度いちき串木野市一般会計補正予算（第3号）中、委員会付託分についてであります。

まず、歳入についてであります。

12款使用料及び手数料は、国の幼稚園就園奨励費補助金国庫補助限度額が改正されたことに伴う、公立幼稚園保育料の減免による幼稚園使用料の減額であります。

次に、歳出についてであります。

3款民生費の1項1目社会福祉総務費は、新規事

業としての年金生活者支援給付金支給準備経費54万円と、生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業110万円の計上であります。

2目障害者等福祉費は、平成25年度障害者自立支援給付費等の国庫県支出金の返還金であります。

3目老人福祉費は、施設開設準備経費助成特別対策事業補助金で、消費税改定に伴う社会福祉法人慈寿会に対する補助金の追加であります。

4目老人福祉施設管理費は、高齢者福祉センターの男子トイレの改修に伴う追加であります。

2項2目児童運営費は、保育士等処遇改善臨時特別事業補助金1,443万4,000円の計上であります。昨年度に引き続いての事業実施で、保育士の人材確保対策を推進するため、保育士の処遇改善に取り組む保育所への補助であります。

審査の中で、保育士の処遇改善の対象者数及び改善額について質したところ、本市の私立保育園の保育士数は、常勤保育士が77人、非常勤保育士が52人、事務職員等が39人、合計で168人の対象者数とのことで、改善額については、常勤保育士で月額8,700円程度、非常勤保育士で月額3,700円程度、事務職員等で月額5,500円程度になるとの答弁であります。

同じく扶助費は、児童発達支援給付費2,999万3,000円の追加であります。

審査の中で、受給者数が当初見込みより大幅に増加している要因について質したところ、本年4月に児童発達支援の事業所が新設されたこと、障害児の放課後等デイサービス事業を開始したことなどが要因との答弁であります。

3目保育所費は、生福保育所運営費1,291万7,000円で、入所児童数の増に伴う臨時職員賃金等の追加であります。

3項生活保護費は、平成25年度生活保護費等の国庫支出金返還金であります。

4款衛生費の1項1目保健衛生総務費は、水痘予防接種等経費等1,357万8,000円であります。

5目環境衛生費は、危険廃屋解体撤去工事費補助金360万円の追加で、当初2件50万円を予定していたが、既に4件の申請があり、年間で16件が見込まれるとのことであります。

9目墓地費は、木原墓地内の通路の舗装費450万円であります。

審査の中で委員から、墓地内の通路等の市民からの補修要請については、毎年度予算を確保して対応してほしい旨の意見が述べられたのであります。

5款労働費の1項2目働く女性の家管理費は、男子トイレの改修に伴う追加であります。

10款教育費3項中学校費は、串木野中学校体育館屋根防水改修に係る工事費であります。

4項幼稚園費は、市立・私立幼稚園就園奨励費補助金の追加で、国の幼稚園就園奨励費補助金の国庫補助限度額が改正されたことに伴うものであります。

6項保健体育費は、長崎鼻ソフトボール場夜間照明設備の修繕料の追加が主なるものであります。

本案は、付託分について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国特予算議案第2号平成26年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正の主なるものは、国庫支出金等精算返還金で、平成25年度の国庫負担金の療養給付費等負担金など精算を行った結果、過大交付分を国、県へ返納しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、介特予算議案第2号平成26年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳出についてであります。

3款地域支援事業費2項1目介護予防事業費の高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業は、高齢者元気度アップポイント事業の対象を個人から団体へ拡充するものであります。

審査の中で、対象となる団体とは、人数や年齢など、どのような要件があるのかと質したところ、市内に住所があり、65歳以上の方が3名以上いて、常に毎回3名以上が参加し、その参加者の中に65歳以上がいるという形の要件を満たせば、対象の団体になるとのことであります。

2目包括的支援事業任意事業費の地域ケア会議活

用推進事業は、地域ケア会議の立ち上げを支援するための経費100万円であります。

7款諸支出金は、国庫支出金等返還金で、平成25年度介護保険給付費負担金等の国、県への返還金2,564万円であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、療特予算議案第2号平成26年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正の主なるものは、歳出の2款障害児通所支援事業費260万円の修繕料の追加であります。修繕の内容は、フェンス設置、屋根材の張りかえ、床の張りかえなどであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、後特予算議案第2号平成26年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正の主なるものは、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金212万7,000円であります。これは、出納閉鎖整理期間中に納付された平成25年度分の保険料等について、広域連合に納付しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生委員会に付託されました案件について、審査、経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これから、教育民生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○17番（福田清宏君） 療育事業特会の内容ですが、療育園のフェンス取り付け等ということでフェンスを囲むようになってはいるんですけども、市の一般会計から拠出をして、それをつくって、もし療育園があそこから別な位置に移転するとなったら、また一般会計からお金を入れて、特会に入れて、そのお金で撤去するんでしょうかね。その辺の審査はありませんでしたか。

○教育民生委員長（東 育代君） 今、療育園については、特別会計ができておりますので特別会計の中で処理をされておりますが、撤去する場合についてということでは審査はしていません。

○17番（福田清宏君） 予算の議案質疑のときにも少し触れたんですけども、市の財産にフェンスをするのに、あえて特会を通さなくてもいいんじゃないかというお尋ねをしたのでありましたが、その辺については、委員会では審査はされませんでしたか。お尋ねいたします。

○教育民生委員長（東 育代君） 議案質疑のときにも同じような質疑がございまして、委員会の中でも、そのことについて再度審議をいたしました。

当局の説明等をここに読み上げさせていただきますが、特別会計で予算措置をしましたのは、この療育園が、いちき串木野市療育園という一つの療育の事業所ということで指定されておりまして、それに関しての国のお金とかが入っております。事業を行う一つの療育事業ということになっておりますので、そちらのほうにお金が国からもおりてきますので、そういった関係で特別会計を設置してありますという当局の説明でございました。

ただ最後に、これが100%正しいとか正しくないとか、そこは確実に申し上げられませんが、そういう判断で今回こういう予算措置をしたという説明がございました。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論・採決に入ります。

まず、議案第37号いちき串木野市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号いちき串木野市保育の必要性の認定に関する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第40号いちき串木野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、福田道代議員の発言を許します。

〔3番福田道代君登壇〕

○3番（福田道代君） 私は日本共産党を代表して、議案第40号について反対し、討論に参加いたします。

議案第40号は、いちき串木野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

この条例案は、次に述べる根本的問題を抱えています。保護者は、市が確定した特定教育・保育施設

または地域型保育事業者と契約することにより、保育を受けることができます。ところが、保育者が希望しても、特定教育・保育施設が同意しない場合は不成立となり、保育を必要とする子どもたちが教育を受けることができるとは限りません。施設を利用できない場合や、希望する保育条件よりも質の低下した条件の施設への入所を選択せざるを得ないこともあります。

その問題は応諾義務にあります。子ども・子育て支援法には、施設、事業者には正当な理由がなければ阻んではならないと保育の応諾義務はうたわれています。例えば、定員超過で申し込みがあった場合には公正な選考をしなければなりません。正当な理由については、子ども・子育て会議の対応方針で、特別な支援が必要な子どもの状況と施設、事業者の受け入れ能力と体制が難しい場合や保育料の滞納、保護者とのトラブルなどが挙げられています。障害については加配や施設設備の状況を正当な理由とされたり、保育料の滞納が予測されたり、滞納実績がある保護者の場合も正当な理由となり、応諾義務が除外されます。さらに保護者とのトラブルでは、施設事業者がトラブルだと認識すれば、契約を結ばなくてもよいとされています。

つまり、子ども・子育て支援法が施設、事業者に負わせている応諾義務が実際に効果を発揮するかは、大きな疑問であります。このように、契約方式による利用方式は、契約の結果について自己責任となり、保育難民が生まれることが懸念されます。

また、運営に関しても大きな課題があります。認定こども園や家庭保育園の事業などは、給付金については施設型給付であるため用途制限がないため、人件費を抑制して利潤を生み出し、それをほかの事業に利用することも可能となります。そのために幼児教育の質の向上につながる制度とは言えません。

また、認定こども園、家庭保育事業所型などは、保護者から保育料を徴収するため、運営の財政基盤は、施設型給付費、地域型給付費に保育料を足して運営財源とする仕組みであるため、保育料の滞納は運営費に穴をあけることとなります。そのため、園にとっては安定的に運営ができなくなることが懸念

されます。

このような根本的欠陥を持つ法整備にかかわる条件制定であり、よって反対を表明いたします。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） ほかに討論なしと認め、起立採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号いちき申木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、福田道代議員の発言を許します。

[3番福田道代君登壇]

○3番（福田道代君） 私は日本共産党を代表して、議案第41号について反対し、討論に参加いたします。

議案第41号は、いちき申木野市家庭保育所事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、議案は、新たに給付対象となる6から19人の小規模保育事業、3から5人の家庭保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の認可基準を定めるものですが、保育資格者の割合や給食の扱いなどについて、現行認可保育所と比べて問題があります。

例えば、小規模保育事業では、A型、保育園分園、ミニ保育所に近い類型、C型、家庭的保育園のグループ型、B型、中間型の3類型を表していますが、A型は全員が保育士、B型は保育士の割合が2分の1以上、C型については市町村の研修を修了した家庭的保育者、無資格者でも可としています。

どのような施設、事業であっても、子どもの保育を等しく保障する観点から、全ての事業で保育者は保育資格者とすることが必要です。

また、給食は自園調理が原則ですが、連携施設などから搬入が認められており、調理の場所については調理室ではなく調理設備とされており、調理員も委託や連携施設などから搬入する場合は必要ないと

されています。給食は自園調理とし、調理員の配置をすべきです。

また、小規模保育などは環境についても検討が必要です。ゼロ歳から2歳までの年齢の異なる子どもを保育するためには、1人当たりの面積基準に加えて、食事や遊びなどのスペースが確保できる基準が必要です。

さらに、認可保育所について4階以上に保育室を設置する場合には、屋外避難階段の必要規制がなくなり、小規模保育所にも適用されます。しかし、少人数の保育が想定される小規模保育所などでは、認可保育所以上に、ビルの1室での設置は原則2階まで、それを超える場合は屋外避難階段などの設置を義務づけるべきです。

条例は国基準に沿ったものであり、問題点を多く含むものとなっています。待機児童者をなくすという名目で、保育の質を落とし、保育の市場化を促すものであり、このことに反対し、反対討論といたします。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） ほかに討論なしと認め、起立採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号いちき申木野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号いちき串木野市市民文化センター舞台調光盤設備更新について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、国特予算議案第2号平成26年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、介特予算議案第2号平成26年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、療特予算議案第2号平成26年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、後特予算議案第2号平成26年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

〔産業建設委員長平石耕二君登壇〕

○産業建設委員長（平石耕二君） 産業建設委員会に付託されました案件は、単行議案2件、予算議案2件の計4件であります。

去る9月19日、委員会を開催し、審査が終了いたしましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

なお、審査に先立ち、付託案件に関する現地調査を実施したところであります。

まず、議案第44号いちき串木野市薩摩藩英国留学生記念館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、薩摩藩英国留学生記念館の観覧料について、年間を通じて観覧できる料金設定を追加するものであります。

説明によりますと、これまで1回の観覧料の設定のみであったが、今回、年間観覧料を設定し、来館者の利便性や来館意欲を高めることにより、さらな

る来館を図るとのことです。

審査の中で、年間パスポートの本人確認の方法について質したところ、発行時に顔写真を撮影して申請書に添付し、登録番号を付して、次回以降来館された際は、この申請書に添付された顔写真により本人確認をしていくとの答弁であります。

委員の中から、年間パスポートの本人確認のシステム等については、混雑を招かない方法を今後十分検討してほしい旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号海瀬橋上部工工事請負契約の締結についてであります。

本案は、海瀬橋上部工工事請負契約を締結するに当たり、いちき串木野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

審査の中で、川の中に橋脚がない理由について質したところ、橋脚を建てると八房川の流れを阻害することから、橋脚のない構造としているとの答弁であります。

また、橋脚がないことで橋桁が標準より長くなっているが、工事費は割高になっていないかと質したところ、橋脚がないことでコストは抑えられているとの答弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第4号平成26年度いちき串木野市一般会計補正予算（第3号）中、委員会付託分についてであります。

まず、歳出の6款農林水産業費の1項2目農業総務費は、市来ダムの管理に係る委託料の追加、7目農業施設維持費は、農道や水路などの農業施設に係る修繕料450万円の追加、9目土地改良事業費は、川南地区ほ場整備に係る県外への旅費の計上や多面的機能支払交付金に係る負担金231万2,000円の追加が主なるものであります。

審査の中で、川南地区ほ場整備の進捗状況について質したところ、現在、地権者の方々の施工同意を取得している段階であり、今年度中に換地設計等を行い、来年度収穫後の秋ごろに工事着手したいとの

答弁であります。

次に、7款商工費についてであります。

1項2目商工振興費は、串木野甑島航路活性化推進事業補助金の計上及び空き店舗等活用促進事業補助金の追加であります。

説明によりますと、串木野甑島航路活性化推進事業補助金については、本年4月から甑島航路の高速船が川内港に移設したことに伴い、串木野新港での利用者が減少していることから、串木野新港管理組合に対し管理費用の一部を補助することとあります。

委員の中から、串木野甑島航路がなくなると、本市は経済的に大変な打撃を受けることから、航路維持に向けてさまざまな対策を検討してほしい旨の意見が述べられたのであります。

3目観光費は、国民宿舎特別会計への繰出金の計上であります。

4目薩摩藩英国留学生記念館管理費は、駐車場警備に係る委託料等428万8,000円のほか、運転手の報酬、臨時職員賃金、記念館シャトルバス等の燃料費の追加であります。

審査の中で、駐車場警備については、地元の方々に訓練を受けていただいた上で雇用できないかと質したところ、専門の警備員の方でないと対応は困難と考えているとの答弁であります。

次に、8款土木費であります。

2項1目道路維持費は、野元中央線の側溝布設、舗装及び東島平町5号線の側溝改修に係る工事請負費3,000万円の追加が主なるもので、2目道路新設改良費は、市道草良線ほか9路線に係る工事請負費5,200万円の追加が主なるものであります。

委員の中から、市道草良線と市道前川線との交差点等、視距改良を進めないと交通事故の危険がある箇所については、改善に努めてほしい旨の意見が述べられたのであります。

3目交通安全施設事業費は、維持補修等に係る修繕料300万円と払山地区の道路照明等の設置に係る工事請負費150万円の追加であります。

3項1目河川維持費は、市が管理する河川の維持補修に係る経費の追加や硯川の底盤舗装等に係る工

事請負費500万円の追加であります。

5項5目公園事業費は、西薩公園のトイレ新設に伴う設計業務委託料110万円の計上が主なるものであります。

説明によりますと、西薩公園は、現在の仮設トイレでは環境衛生面からの不満も多く、周辺には食品工場が多く存在することや、薩摩藩英国留学生記念館への中継点でもあることなどから、工事に向けた設計委託を早急にしたいとのことであります。

委員の中から、西薩公園にトイレを設置しても、駐車場がないと市民にとっては使いづらいことから、駐車場も整備してほしい旨の意見が述べられたのであります。

6項1目住宅管理費は、市営浜西住宅等の移転に先行し、移転候補地としている羽島中学校裏等の不動産鑑定に係る委託料40万円の計上や、当初予算を大きく上回る申し込みが出ていることによる住宅リフォーム事業補助金3,000万円の追加であります。

次に、11款災害復旧費の農業施設災害復旧費及び林業施設災害復旧費は、梅雨時期に発生した小規模な災害に対する単独災害復旧費の追加であります。

予算議案第4号中、委員会付託分については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国宿特予算議案第2号平成26年度いちき串木野市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳出において、串木野さのさ荘の厨房機器と吹上浜荘のボイラー、宴会場の畳の取りかえ補修に係る修繕料等の追加及びふれあい温泉センターの温泉井戸改修に係る工事請負費等の追加で、これに見合う歳入は一般会計からの繰入金であります。

説明によりますと、串木野さのさ荘の食洗器の一部が老朽化により使用できない状況であり、吹上浜荘については宴会場の畳の傷みがひどく、ボイラーについてもこのまま放置しておくことで客室や厨房で温水が使用できなくなる状況であるとのことであります。また、ふれあい温泉センターについては、温泉井戸のケーシングの劣化によりさびが発生し、水中ポンプの揚力低下の原因となっていることから、今

回新たに塩化ビニール製のケーシングパイプに交換するとのことであります。

審査の中で、温泉井戸については、ケーシングだけでなく本管についても交換が必要ではないかと質したところ、専門業者の判断により本管は交換しないこととしたが、現在、国民宿舎のあり方についてさまざまな検討を進めているところでもあり、課題の一つとして取り上げ、研究しながら維持・管理に努めていきたいとの答弁であります。

委員の中から、厨房機器の交換等については早急に対応すべき旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これから、産業建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入ります。

まず、議案第44号いちき串木野市薩摩藩英国留学生記念館条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号海瀬橋上部工工事請負契約の締結について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、国宿特予算議案第2号平成26年度いちき串木野市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、保留いたしておりました予算議案第4号について、討論・採決に入ります。

予算議案第4号平成26年度いちき串木野市一般会計補正予算（第3号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する3常任委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第19～日程第22

議案第58号～議案第61号一括上

程

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第19、議案第58号から日程第22、議案第61号までを一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 本日新たに提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第58号、議案第59号及び議案第60号いちき串木野市固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

本市の固定資産評価審査委員会委員に小原成雄氏、本田秀之氏及び山下治行氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

3氏の履歴概要は別紙のとおりでありまして、人格、識見ともにすぐれ、適任と認め選任しようとするものであります。

議案第61号いちき串木野市教育委員会委員の任命についてであります。

本市の教育委員会委員に富永伸博氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

富永伸博氏の履歴概要は別紙のとおりでありまして、人格、識見ともにすぐれ、適任と認め任命しようとするものであります。

よろしく御審議の上、御同意していただきますようお願いを申し上げます。

○議長（下迫田良信君） これから、質疑に入ります。

まず、議案第58号いちき串木野市固定資産評価審査委員会委員の選任について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第59号いちき串木野市固定資産評価審査委員会委員の選任について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第60号いちき串木野市固定資産評価審査委員会委員の選任について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第61号いちき串木野市教育委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっている議案第58号から議案第61号までについては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号から議案第61号までについては、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、討論・採決に入ります。

まず、議案第58号いちき串木野市固定資産評価審査委員会委員の選任について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（下迫田良信君） ただいまの出席議員は17名です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（下迫田良信君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱確認〕

○議長（下迫田良信君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表さない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により非とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

〔局長補佐氏名を点呼・各議員投票〕

1番 松崎幹夫 議員

2番 田中和矢 議員

3番 福田道代 議員

4番 平石耕二 議員

5番 西中間義徳 議員

6番 大六野一美 議員

7番 中村敏彦 議員

8番 楮山四夫 議員

9番 東育代 議員

10番 濱田尚 議員

11番 西別府治 議員

12番 中里純人 議員

13番 竹之内勉 議員

14番 寺師和男 議員

15番 原口政敏 議員

16番 宇都耕平 議員

17番 福田清宏 議員

○議長（下迫田良信君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（下迫田良信君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に福田道代議員、平石耕二議員を指名します。

両議員の立ち会いをお願いします。

〔開票・点検〕

○議長（下迫田良信君） 選挙の結果を報告します。投票総数17票。

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち賛成 17票

反対 0票

以上のとおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第59号いちき串木野市固定資産評価審査委員会委員の選任について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（下迫田良信君） ただいまの出席議員は17名です。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（下迫田良信君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱確認〕

○議長（下迫田良信君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により非とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

〔局長補佐氏名を点呼・各議員投票〕

1番 松崎 幹夫 議員

2番 田中 和矢 議員

3番 福田 道代 議員

4番 平石 耕二 議員

5番 西中間 義徳 議員

6番 大六野 一美 議員

7番 中村 敏彦 議員

8番 楮山 四夫 議員

9番 東 育代 議員

10番 濱田 尚 議員

11番 西別府 治 議員

12番 中里 純人 議員

13番 竹之内 勉 議員

14番 寺師 和男 議員

15番 原口 政敏 議員

16番 宇都 耕平 議員

17番 福田 清宏 議員

○議長（下迫田良信君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（下迫田良信君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に西中間義徳議員、大六野一美議員を指名します。

両議員の立ち会いをお願いします。

〔開票・点検〕

○議長（下迫田良信君） 選挙の結果を報告します。投票総数17票。

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち賛成 16票

反対 1票

以上のとおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第60号いちき串木野市固定資産評価審査委員会委員の選任について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（下迫田良信君） ただいまの出席議員は17名です。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（下迫田良信君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

[投票箱確認]

○議長（下迫田良信君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表名しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により非とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

[局長補佐氏名を点呼・各議員投票]

- | | | |
|-----|-------|----|
| 1番 | 松崎幹夫 | 議員 |
| 2番 | 田中和矢 | 議員 |
| 3番 | 福田道代 | 議員 |
| 4番 | 平石耕二 | 議員 |
| 5番 | 西中間義徳 | 議員 |
| 6番 | 大六野一美 | 議員 |
| 7番 | 中村敏彦 | 議員 |
| 8番 | 楮山四夫 | 議員 |
| 9番 | 東育代 | 議員 |
| 10番 | 濱田尚 | 議員 |
| 11番 | 西別府治 | 議員 |
| 12番 | 中里純人 | 議員 |
| 13番 | 竹之内勉 | 議員 |
| 14番 | 寺師和男 | 議員 |
| 15番 | 原口政敏 | 議員 |
| 16番 | 宇都耕平 | 議員 |
| 17番 | 福田清宏 | 議員 |

○議長（下迫田良信君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

○議長（下迫田良信君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に中村敏彦議員、楮山四夫議員を指名します。

両議員の立ち会いをお願いします。

[開票・点検]

○議長（下迫田良信君） 選挙の結果を報告します。

投票総数17票。

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち賛成 17票

反対 0票

以上のとおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第61号いちき串木野市教育委員会委員の任命について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（下迫田良信君） ただいまの出席議員は17名です。

投票用紙を配付いたさせます。

[投票用紙配付]

○議長（下迫田良信君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱確認]

○議長（下迫田良信君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表名しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により非とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

[局長補佐氏名を点呼・各議員投票]

- 1番 松崎幹夫 議員
- 2番 田中和矢 議員
- 3番 福田道代 議員
- 4番 平石耕二 議員
- 5番 西中間義徳 議員
- 6番 大六野一美 議員
- 7番 中村敏彦 議員
- 8番 楮山四夫 議員
- 9番 東育代 議員
- 10番 濱田尚 議員
- 11番 西別府治 議員
- 12番 中里純人 議員
- 13番 竹之内勉 議員
- 14番 寺師和男 議員
- 15番 原口政敏 議員
- 16番 宇都耕平 議員
- 17番 福田清宏 議員

○議長（下迫田良信君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（下迫田良信君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に東育代議員、濱田尚議員を指名します。

両議員の立ち会いを願います。

[開票・点検]

○議長（下迫田良信君） 選挙の結果を報告します。

投票総数17票。

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち賛成 14票

反対 3票

以上のとおり賛成多数であります。

したがって、本案を同意することに決定しました。

△日程第23 意見書案第4号

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第23、意見書案第4号「海外で戦争する国」へ大変換する集团的

自衛権行使容認の閣議決定撤回を求める意見書の提出についてを議題といたします。

福田道代議員に趣旨説明を求めます。

[3番福田道代君登壇]

○3番（福田道代君） 意見書案第4号「海外で戦争する国」へ大変換する集团的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求める意見書についてです。

提案理由の説明を申し上げます。

安倍政権は、海外で戦争する国へ大変換する集团的自衛権行使容認の閣議決定を7月1日に強行いたしました。私は、この暴挙に強く抗議し、撤回することを要求いたします。

国民の安全を守るためと首相は言いますが、ごまかされてはいけません。集团的自衛権とは、日本に対する武力攻撃がなくても、他の国のために武力の行使をするということです。歴代の政府が憲法9条を破るからできないとしてきた禁じ手です。

8月5日付の南日本新聞に掲載された共同通信社の全国世論調査の集团的自衛権の行使容認について、20代から30代の若年層の反対が69.7%にも上り、行使容認の閣議決定直後に行った前回の調査から17.9%の大幅増です。日本が戦争しない国から戦争に備える国になれば、まず影響を受けるのは自分たちと不安に思う若者が増えたということでしょう。

安倍総理の閣議決定による集团的自衛権の行使を容認する解釈改憲の強行という、この手段を認めてしまうと、今後何でもできてしまうこととなります。実に恐ろしいことです。

しかし、世論の多数はこの暴挙に反対ですし、今回の出来事を通して、国民は心の奥深くに、安倍政権は危ない、これではいけないという思いを刻み込んだ気がいたします。

さらに、さきに成立した特定機密保護法も本当に怖い。戦前の治安維持法を思い起こすと言われた大先輩の言葉を忘れることはできません。秘密保護法の怖さは、治安維持法同様、逮捕・投獄といった直接的な弾圧ではありません。政府権力者が都合の悪い情報を流さなくなり、国民は政府にとって都合のいい話ばかり聞かされることとなります。

集团的自衛権が行使されるときには、国民がしよ

うがないなと思うような情報が流され、国民の多数が第二次世界大戦を正しい戦争と思ったと同じような事態になるでしょう。忍び寄る洗脳、じわじわ来るかわからない、気がついたときには遅いのです。

国の政治と地方自治体の政治は違うと言う人もいます。でも、それは間違いです。県政も市政も、国政の枠の中にあります。弱肉強食の安倍政治のもとでは、住民本位の政治など望めません。安倍政権の暴走にストップをかけなければなりません。

以上をもって、意見書提案理由といたします。

議員各位の皆様方の御賛同をお願いいたします。

○議長（下迫田良信君） これから、質疑に入ります。

意見書案第4号「海外で戦争する国」へ大変換する集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求める意見書の提出について、質疑はありませんか。

○15番（原口政敏君） 2点ほどお尋ねをいたしますが、我が日本はオイルをほとんど海外から輸入しております。70数年になります。米国と戦したのは燃料をとめたのが要因でございました。そしてまた、以前はホルムズ海峡におきまして、機雷の封鎖をすると、されませんでしたけれども、そういう事案もございました。したがって、シーレーンの確保はどのようにされるのか、それが1点。

もう1点は、同盟国である米国が、他国、例えば中国から艦船が攻撃をされている真っ最中、我が日本の艦船が近くにいたということで、今までであったら攻撃はできない、しかし、この集団的行使でできるわけですよね。前どおり、見て見ぬふりをしていいのかどうか。これは、個人的なことでも言えると思うんですよ。友達が殴られて、私は見ていない、命がけて反撃する。それと一緒にだと思ふ。

その2点について、お尋ねをいたしたい。

○3番（福田道代君） シーレーンの問題につきましては、日本の今の状況ではそこに進出しないということになっていると思いますし、そして、今言われました攻撃を受けるということは、実際、今の時点では、結局は海外で戦争する国へ変えていこうということで7月1日に強行されたわけですが、現在では後方支援という形でさまざまな自衛隊の

方々がそこに組み込まれました。しかし、帰ってこられた方々は、PTSD含めて自殺者もたくさんいらっしゃるということがございます。

この中で、本当に戦争になっていくというような事態を私たちが捉えたときには、やはり、このような日本の憲法9条を変えていくということは絶対にしてはならないし、わからない戦争というのは、結局は宗教戦争だったりとか内容的にわからないような、その中にアメリカが介入していく、そういうことで、特に日本の若者たちがその中に組み入れられてはいけないと思っています。

○15番（原口政敏君） 今、シーレーンの確保の答弁はございませんでしたけれども、万が一、我が国がオイルをとめられれば、日本経済は成り立っていきません。あなたも自動車に乗っていらっしゃる、ガソリンを入れてこられる。それがストップされるわけだから、大変な混乱を私は来すと思っております。もしシーレーンについて、もう1回覚悟が、答弁がありませんでしたから、明確な答弁をいただきたい。

○3番（福田道代君） 今、言われております内容については、私は特にシーレーンの問題といたしましても、本当にこの状況というのはまだ全体的に把握されておりませんし、そして今、まさしくこの問題は12月の議会の中でも論議をされるかわからないような、拒否されております安倍内閣です。そして、これが今の市民の世論としては、市民というか国民の世論としては、やはり本当の事実がわかってきつつあるから、なおのことそこに行かないわけで、原口議員が言われることは危険というか、そういう意味では、もっと深刻な事態を招いていくと思います。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっている意見書案第4号については、会議規則第37条第3項に規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立少数であります。

したがって、本案は否決されました。

ここで申し上げます。

12時を経過しましたが、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。御了承ください。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後0時01分

再開 午後0時11分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま総務委員長から、意見書案第5号原発再稼働に地元と位置づけ、地元自治体の意見を十分に尊重し、同意を得られることを求める意見書の提出についてが提出されました。この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号原発再稼働に地元と位置づけ、地元自治体の意見を十分に尊重し、同意を得られることを求める意見書の提出についてを日

程に追加し、議題とすることに決定しました。

△追加日程第1 意見書案第5号

○議長（下迫田良信君） それでは、追加日程第1意見書案第5号を議題といたします。

総務委員長に趣旨説明を求めます。

〔総務委員長中村敏彦君登壇〕

○総務委員長（中村敏彦君） ただいま、議題に供されました意見書案第5号原発再稼働に地元と位置づけ、地元自治体の意見を十分に尊重し、同意を得られることを求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

川内原発の再稼働に向けて準備が進められ、再稼働の条件の一つに地元の同意が挙げられていますが、伊藤鹿兒島県知事は、鹿兒島県議会と知事及び薩摩川内市議会と市長の判断だけでよいとしています。

しかしながら、国は原子力災害対策指針で、原発からおおむね30キロ圏内の自治体に避難計画策定を義務づけています。

また、本市の全域が30キロ圏内に位置しており、気象庁の観測データによっても、いちき串木野市は年間の大半が川内原発の風下になると考えられ、避難計画の説明会や市政報告会でも不安の声が次々に上がっております。

本市の市民グループによる署名活動や報道機関等が実施した原発再稼働に関する世論調査でも、多くの方が反対の意思表示をされています。

以上のことから、川内原発1・2号機の再稼働に当たっては、いちき串木野市を地元を含め、地元自治体の意見を十分に尊重し、同意を得られるよう強く求める意見書を提出しようとするものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたしたく、提案した次第であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（下迫田良信君） これから、質疑に入ります。

意見書案第5号原発再稼働に地元と位置づけ、地元自治体の意見を十分に尊重し、同意を得られることを求める意見書の提出について、質疑はありません

んか。

○17番（福田清宏君） 鹿児島県知事に対して意見書を提出するという御説明であります。冒頭、原発再稼働に地元とある、あるいは位置づけというのがありますが、地元とはどういう観念でありますか。それと、位置づけるのは誰なんですかね。委員会の審査の中にあれば、お答えいただきたい。あわせて、同意を得るのは誰なんですか。お願いいたします。

○総務委員長（中村敏彦君） 地元の位置づけですが、これはもちろん立地自治体薩摩川内市を指してこれまで言われてまいりましたが、最近の報道も含めてですが、30キロ圏内を地元と位置づけてほしいという県民、市民の意思を反映して、通常30キロ圏内を地元という位置づけで報道されております。そういう意味で当委員会でも理解をしております。

それから、県知事に同意を求めるということは、県知事に、いちき串木野も立地自治体と同様の取り扱いを下さいという意味での審査内容でございました。

○17番（福田清宏君） 誰がその行為をするかというのを聞いているんですが、どうもかみ合わないようでございます。位置づけるのは誰が位置づけるのか、同意を得ようとするのは誰なんですかというのをお尋ねしているんですけども、なかなかお答えがない、お答えがないというよりも委員会の審査でなかったと理解すれば、それでいいのかなとは思いますが。

あわせて、さきの陳情第3号で質問いたしました再稼働の条件の一つに、地元の同意が挙げられているということについては、委員会において審査がなかったということでありましたが、この別紙の1、下から3行目に、再稼働に当たってはというのがありますが、定期検査が終わって、さあ操業しますよというたびに、ここでいう同意を求めるという意味なんですかね。その辺を、審査が行われておればお答えください。

○総務委員長（中村敏彦君） 質問議員の言われるとおりで、再稼働に当たってはという意味で審査してまいりました。

それから先ほどの、知事に同意を求めているという意味です。

○17番（福田清宏君） 今後、もし再稼働し定期検査後の操業が始まれば、また13カ月後には定期検査に入って操業を始めるということになるんですが、そのときもここでいう同意が必要というふうに審議されましたか。

○総務委員長（中村敏彦君） そのことについては、委員会では審査されておられません。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから、討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第24 閉会中の継続審査について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第24、閉会中の継続審査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり閉会中の継続審査に

付することに決定しました。

△日程第25 閉会中の継続調査について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第25、閉会中の継続調査について議題といたします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定しました。

△日程第26 議員派遣について

○議長（下迫田良信君） 日程第26、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

ここで、報告します。

市長から報告のあった地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分の報告の写しを、お手元に配付してあります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

△市長挨拶

○議長（下迫田良信君） この際、市長から発言の申し出がありますので、許可します。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に御審議の上、議決していただき、まことにありがとうございました。

執行に当たりましては、議決の趣旨、御意見等を尊重して対処してまいる所存であります。

皆様方の御指導をよろしくお願いを申し上げます。

て、挨拶といたします。

△閉 会

○議長（下迫田良信君） これで、平成26年第3回いちき串木野市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後0時22分

原発再稼働に地元と位置づけ、地元自治体の意見を十分に尊重し、同意を得られることを求める意見書

川内原発の再稼働へ向けて準備が進められています。再稼働の条件の一つに地元の同意が上げられていますが、伊藤鹿児島県知事は、鹿児島県議会と知事及び薩摩川内市議会と市長の判断だけで良いとしています。

しかしながら、国は「原子力災害対策特別措置法」に基づき制定された「原子力災害対策指針」で、原発から概ね30キロ圏内の自治体に避難計画を義務づけています。

また、本市の全域が30キロ圏内に位置しており、気象庁の風向観測データによっても、いちき串木野市は年の大半が川内原発の風下になると考えられ、6月に行われた県と市の共催による避難計画の説明会やその後の市政報告会でも、不安の声が次々に上がっております。NHKが実施したアンケートの中で、原発30キロ圏内すべての自治体が「避難計画の作成は終えた」と応える一方、医療機関や社会福祉施設の避難計画の策定状況については、僅かに25%であり、本市においても当事者である施設管理者からは「実効性は極めて困難」との率直な声が聞かれます。本市の市民グループによる署名活動や報道機関等が実施した原発再稼働に関する世論調査でも、多くの方が「反対」の意思表示をされています。

以上のことから、川内原発1・2号機の再稼働に当たっては、いちき串木野市を地元を含め、地元自治体の意見を十分に尊重し、同意を得られるよう強く求める。

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件名 陳情第12号 川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情
陳情第14号 原子力発電推進から脱却し原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情
陳情第15号 川内原発1、2号機の再稼働並びに3号機増設白紙撤回についての陳情
陳情第16号 川内原発1、2号機の再稼働に反対する陳情
陳情第18号 川内原発1、2号機の再稼働を認めないことを求める陳情
陳情第19号 川内原発1、2号機の再稼働に反対し、自然エネルギーへの転換を求める陳情
陳情第20号 川内原発の拙速な再稼働に反対する陳情
陳情第2号 市民の生命を守る避難計画がない中での川内原発再稼働に反対する意見書の採択を求める陳情

- 2、理由 さらに十分審査のため

平成26年9月30日

総務委員会

委員長 中村敏彦

いちき串木野市議会

議長 下迫田 良信 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について
 2. 行財政改革について
 3. 自治活動のあり方（人口減少対策を含む）について
 4. 企業誘致について

平成26年9月30日

総務委員会
委員長 中 村 敏 彦

いちき串木野市議会
議長 下迫田 良信 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 環境問題について
 2. 教育問題について
 3. 健康問題について
 4. 福祉問題について
 5. 医療費抑制について

平成26年9月30日

教育民生委員会
委員長 東 育 代

いちき串木野市議会
議長 下迫田 良信 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 農林水産業の振興策について
 2. 商工・観光・交通運輸について
 3. 公共事業（社会資本整備）について

平成26年9月30日

産業建設委員会

委員長 平 石 耕 二

いちき串木野市議会

議長 下迫田 良信 様

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 市町村政研修会

- (1) 派遣目的 地方自治行政の推進及び市政の発展に資するための研修
- (2) 派遣場所 鹿児島市民文化ホール
- (3) 派遣期間 平成26年11月6日
- (4) 派遣議員 全議員

2. 議員研修会

- (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
- (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
- (3) 派遣期間 平成26年11月20日
- (4) 派遣議員 全議員

3. 日置市議会との合同研修会

- (1) 派遣目的 各市議会の課題に対する意見交換及び相互交流を図る研修
- (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
- (3) 派遣期間 平成26年11月7日
- (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員